

令和6年度

越谷市立

千間台中学校PTA

第41回 総会資料

日時 令和6年5月2日（木）

WEB公開

総 会 次 第

議 事

- (1) 令和 5 年度事業報告
- (2) 令和 5 年度会計決算報告
- (3) 会計監査報告
- (4) 令和 6 年度役員紹介及び承認
- (5) 令和 6 年度事業計画（案）
- (6) 令和 6 年度一般会計予算（案）
- (7) その他・会則改定について

越谷市立千間台中学校 P T A 会則

第 1 章 名称及び事務所

- 第 1 条 この会は越谷市立千間台中学校 P T A といい、事務所を千間台中学校内におく。

第 2 章 目的及び方針

- 第 2 条 この会は保護者と教職員が一体となって家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長をはかることを目的とする。
- 第 3 条 この会は教育を本旨とする民主的団体として次の方針に従って活動する。
1. 生徒の教育ならびに福祉のため活動する他の団体および機関と協力する。
 2. 特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的とする行為は行わない。
 3. この会またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者の推薦はしない。
 4. 学校の人事、その他管理には干渉しない。

第 3 章 活 動

- 第 4 条 この会の目的を達成するため次の活動をする。
1. お互いに視野を広げ、良い保護者・良い教職員になるよう研修する。
 2. 家庭と学校と緊密なる連絡提携によって生徒の生活を指導する。
 3. 生徒の生活環境を良くする。
 4. 会員相互の親睦をはかり成人教育を盛んにする。
 5. その他、この会の目的に必要なことを行う。

第 4 章 会 員

- 第 5 条 この会の会員は、次のとおりとする。
1. 越谷市立千間台中学校に在籍する生徒の保護者
 2. 越谷市立千間台中学校の教職員
- 第 6 条 この会の会員は会費を納めるものとする。月会費は、月額 325 円とする。
- 第 7 条 この会の会員は、全て平等の権利と義務を有する。
- 第 8 条 この会の会員は、越谷市 P T A 連合会の会員となる。

第 5 章 役 員

- 第 9 条 この会に次の役員をおく。
- | | |
|-------|----------------|
| 会 長 | 1 名 |
| 副 会 長 | 3 名～（内 1 名は教頭） |
| 常任理事 | 若干名 |
| 理 事 | 若干名 |
| 書 記 | 若干名 |
| 会 計 | 若干名（内 1 名は教職員） |
| 監 事 | 2 名 |

- 第 10 条 役員の任務は次のとおりとする。
1. 会長は、この会を代表し会務を掌握し各種会議を召集する。
 2. 副会長は、会長を補佐し会長不在の場合はその代理をする。
 3. 常任理事は、常任理事会を構成し緊急を要する事項を審議・処理する。
 4. 理事は、理事会を構成し会員を代表して会務の企画運営にあたる。
 5. 書記は、各種会合の議事を記録し、文書、記録、通信を記録するとともに各種会合について通知する。
 6. 会計は、会計事務全般にあたりこの会の財産を管理する。
 7. 会計監査は、会計事務を監査する。
- 第 11 条 本部役員は、次の方法により選出する。
1. 会長・副会長・書記・会計・会計監査は、選考委員会の答申案を参考にし、理事会において会員の中より選出し、総会で承認を受ける。
 2. 理事は学年毎に必要な人数を会員の中から互選する。
 3. 常任理事は、第 14 条に規定する専門部の部長とする。
- 第 12 条 この会は必要により顧問をおくことができる。顧問は理事会の承認を受けて会長がこれを委嘱し、その期間は原則として 1 年とする。
- 第 13 条 本部役員の任期は二年とし、理事役員の任期は一年とする。但し再選を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第 6 章 運 営

- 第 14 条 この会に本部ならびに次の専門部をおく。
1. 校内美化部
 2. 校外指導部
 3. 広報部
 4. 学年部
- また、研究発表委嘱等の必要に応じて、専門の委員を置くことができ、その委員は理事以外で構成することができる。
- 第 15 条 本部は正副会長、書記、会計で構成し専門部の部員は理事をもってあてる。なお、各部の正副部長は部員の互選による。
- 第 16 条 本部の活動内容は、運営に関すること、各部の連絡調整に関すること、その他各部に属さない活動に関すること。
- 専門部の活動は次のとおりとする。
- 1 校内美化部 校内の環境美化・環境保全に関すること。
 - 2 広 報 部 会員の啓蒙と情報の伝達、意見の交換に関すること。
 - 3 校外指導部 生徒の健全な育成に関すること。
 - 4 学 年 部 各学年活動の向上に関すること。

第 7 章 会 議

- 第 17 条 この会の会議は次のとおりとする。
1. 総会
 2. 常任理事会
 3. 理事会
 4. 専門部会
 5. 本部会
- 第 18 条 総会は、この会の最高議決機関で定期総会と臨時総会とする。なお、総会は会員の過半数の出席（又は委任状）をもって成立する。
1. 定期総会は毎年一回開き、役員の承認、会則の変更、予算・事業計画の審議、決算・事業報告の承認を行う。
 2. 臨時総会は会員の 5 分の 1 以上の要求があった場合、または理事会が必要

と認めたとき開く。

第 19 条 会議の議決は出席者の過半数で行う。

第 20 条 理事会は第 11 条 2 項による理事、本部、校長、教頭、代表の教師で構成し必要に応じ随時開催する。

第 21 条 常任理事会は第 11 条 3 項による常任理事と本部、校長で構成し、必要に応じ随時開催する。

第 22 条 専門部会は、部員又は同一学年の理事と教師によって構成し、必要に応じ随時開催する。

第 8 章 会 計

第 23 条 この会の活動に要する経費は会費およびその他の収入によってこれにあてる。

第 24 条 この会の経費は、総会において議決された予算にもとづいて行われる。

第 25 条 この会の決算は監事の監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第 26 条 この会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 9 章 個人情報の取扱い

第 27 条 本会が活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、「個人情報取扱基準」に定め、適正に運用するものとする。

第 10 章 補 則

第 28 条 この会則に必要な細則は理事会の議決を経て別に定める。

第 29 条 この会則の改廃は、理事会の発議により総会の議決によるものとする。

附 則 昭和59年6月5日より施行
改 正 平成12年5月17日より施行
第 6 条 第 9 条 第 10 条 第 11 条 第 14 条 第 15 条
第 16 条 第 20 条 第 21 条 第 25 条 一部改正
平成15年5月23日より施行
第 11 条 2項一部改正
平成20年5月20日より施行
第 5 条 一部削除
平成21年5月20日より施行
第 9 条 第 14 条 一部改正
平成24年5月16日より施行
第 11 条 第 14 条 第 16 条 第 17 条 第 18 条 一部改正
平成28年5月16日より施行 第 8 条 一部削除
平成30年5月7日より施行
第 9 条 一部削除 第 11 条 一部改正
第 27 条 第 28 条 第 29 条 改正
令和元年5月15日より施行
第 12 条 一部改正
令和2年5月8日より施行
第 20 条 一部改正
令和5年5月2日より施行
第 6 条 一部改訂
第 14 条 一部改正
第 16 条 一部改正
第 20 条 一部改正

越谷市立千間台中学校PTA役員選出の方法に関する規程

会則第11条の1の規定に基づき役員の選出方法を次のように定める。

- 第 1 条 役員の選出にあたっては、選考委員会を組織し、会員の意向を十分に尊重して選考し、答申案を理事会に報告する。
- 第 2 条 選考委員は7名とする。各学年部より各2名、教師1名で構成する。(但し、選考委員は役員の資格を有しない。)
- 第 3 条 選考委員は、理事会において選出する。
- 第 4 条 選考委員会が必要と認めた場合、相談役をおくことができる。相談役の人選は選考委員会に一任する。
- 第 5 条 選考委員会に、委員長1名、副委員長1名をおく。
- 第 6 条 選考委員会は、選考に関する答申案を理事会に報告する。
- 第 7 条 理事会は、選考委員会の報告をうけて役員を選出する。
- 第 8 条 選考委員会は、総会において役員選出についての経緯を説明し承認を得る。
- 第 9 条 選考委員会は、総会において役員の承認を得た後に解散する。
- 第10条 この規定の運用および改廃は理事会の議決による。

附則 昭和61年5月15日より施行

改正 平成3年4月1日より施行

第2条 一部改正

平成4年12月5日より施行

第2条 全文改正

平成5年2月6日より施行

第4条 全文改正

平成12年5月17日より施行

第2条 全文改正

平成15年5月23日より施行

第3条 一部削除

平成19年3月3日より施行

第2条 一部改正

平成21年5月20日より施行

第2条 一部改正

平成28年5月16日より施行

第2条 一部改正

越谷市立千間台中学校PTA慶弔規程

- 第 1 条 この規程は千間台中学校PTA会則の趣旨に基づきこれを定める。
- 第 2 条 次の事項が生じたときは本校PTAの名において、慶弔見舞いを行う。
1. 生徒または保護者が死亡したとき。
 2. 本校職員およびその一親等以内の親族に慶弔が生じたとき。
 3. 本校職員および生徒が、病気、事故等により、2週間以上入院したとき（職員の産休を除く）。
 4. PTA役員（会長、副会長、書記、会計）が、病気、事故等により、2週間以上入院したときおよび、会員等に不慮の災害が起こり、常任理事会で決定したとき。
 5. 本校職員が転退職したとき。
 6. 市内の学校、市職員、役職者等で本校に関係の深いものに慶弔の生じたとき。
- 第 3 条 この会の慶弔金は5,000円とするが、事情により増減できる。但し2条5号については3年以内は3,000円とし、4年、5年は5,000円、6年以上は7,000円、最高額10,000円とする。
- 第 4 条 この規程の経費は千間台中学校PTA会費をもってあてる。
- 第 5 条 この慶弔見舞いに対する返礼は一切行わない。
- 第 6 条 本校PTA役員として2年以上その職にあたったもの、その他の職においては特に功績のあった者に対し、理事会の承認を得て記念品を贈ることができる。
- 第 7 条 この規程の運用及び改廃は理事会の議決による。

- 附則 昭和59年6月5日より施行
- 改正 平成7年4月20日より施行
- 第2条 1項 2号及び第6条を改正
- 平成12年5月17日より施行
- 第2条 1項 4号 一部改正
- 平成15年5月23日より施行
- 第3条 一部改正
- 平成24年5月16日より施行
- 第3条 一部改正
- 平成27年5月19日より施行
- 第3条 一部改正
- 令和4年4月26日より施行
- 第2条 1項 3号、4号及び第6条を改正

越谷市立千間台中学校PTA旅費支給規程

- 第 1 条 P T A業務運営上必要な旅行に対してはこの規程によって旅費を支給する。
- 第 2 条 前条の旅行とは次のものをいい大袋地区以外への旅行に適用する。
1. P T Aの理事以上の者およびこれに準ずる者の研究、研修のための出張。
 2. その他会長がその必要を特に認めた者。
- 第 3 条 旅費は交通費、宿泊費とする。
- 第 4 条 旅費は実費とする。原則として交通費は公共交通機関による最低料金を支給する。
- 第 5 条 連P等上部機関その他より旅費等の支給を受けるものに対してはこの規程による併給はしない。
- 第 6 条 この規程に明文化されていない事項については、理事会でその都度決定する。
- 第 7 条 この規程の運用及び改廃は理事会の議決による。

附則 昭和59年6月5日より施行

改正 平成2年4月1日より施行

第3条 第4条一部削除

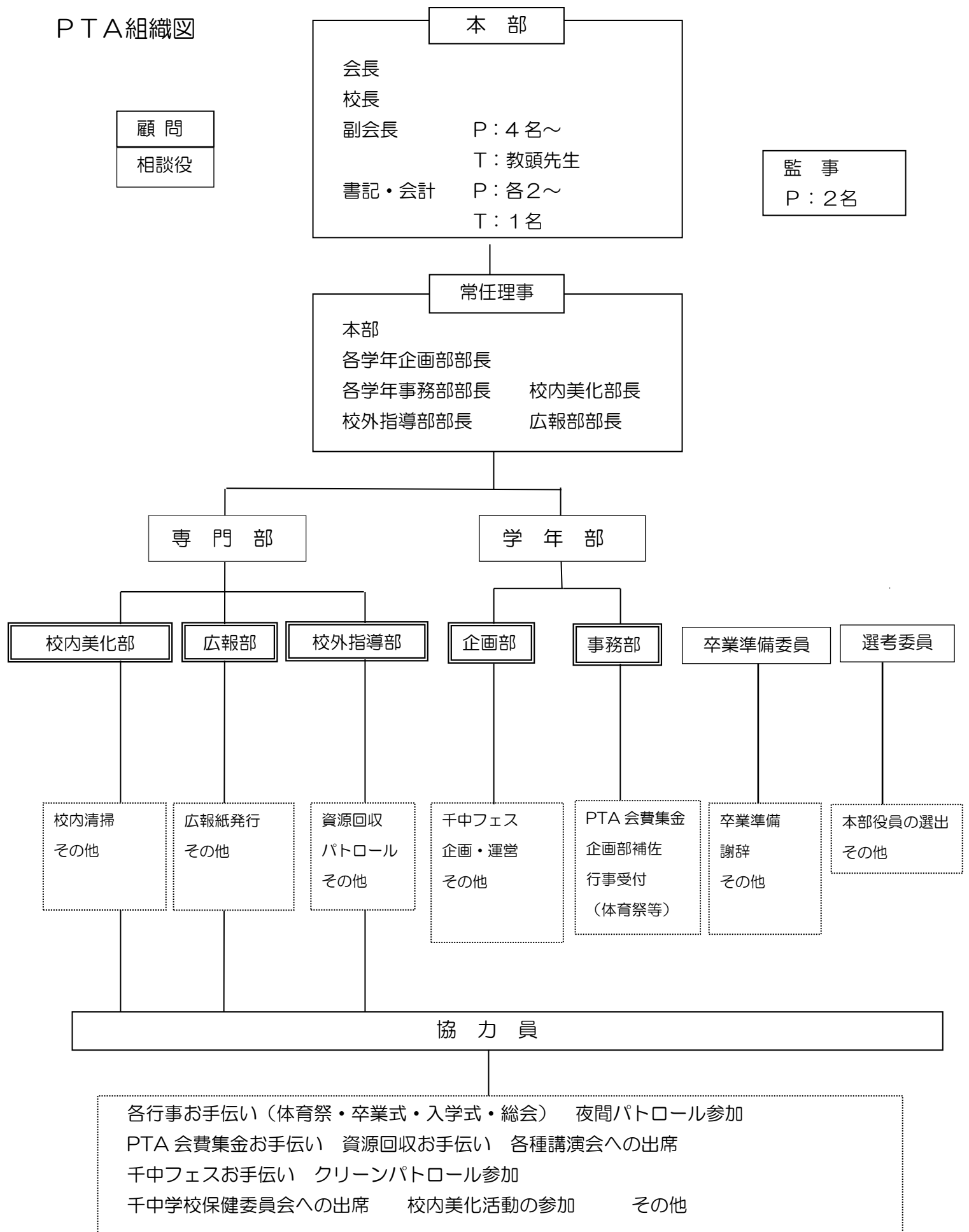
平成6年4月23日より施行

平成10年5月21日より施行

第3条 一部削除

第4条 改正

PTA組織図



令和5年度 事業報告

月	校 内	校 外
4		13 日 新旧北ブロック研修会
5	2 日 P T A 総会 (W e b 総会成立) 8 日 第 1 回常任理事会 20 日 体育祭	18 日 市 P 連総会 新旧理事会 25 日 市 P 連総会・T C P 27 日 大袋地区青少年指導委員総会 27 日 大袋地区健全育成協議会総会 28 日 大袋地区スポーツ・レクリエーション推進委員会
6	7 日 P T A 会費集金 (2. 3 年生) 8 日 P T A 会費集金 (1 年生. けやき学級) 17 日 第 1 回資源回収 (校外指導部)	7 日 市 P 連第 1 回北ブロック研修会 2 日 広報紙勉強会 (広報部)
7	上旬 1 学期「理事会だより」発行 12 日 第 1 2 8 号『けやき』発行 (広報部) 30 日 会計監査	14 日 第 1 回大袋地区青少年健全育成千中ブロック会議 学区内パトロール 29 日 大袋地区青少年健全育成協議会 大袋地区青少年指導員協議会 合同視察研修会
8		5 日 袋山夏祭りパトロール 23 日 市 P 連第 2 回北ブロック研修会
9		10 日 大袋地区体育祭第 1 回実行委員会 16 日 青少年健全育成千中ブロックパトロール 17 日 第 39 回千間台西連合自治会運動会
10	21 日 第 2 回資源回収 (校外指導部)	8 日 第 5 0 回大袋地区体育祭 14 日 大袋地区二十歳の集い第 1 回実行委員会 21 日 大袋地区青少年健全育成協議会研修会 25 日 市 P 連第 3 回北ブロック研修会 31 日 千間台小学校運動会来賓

月	校 内	校 外
11	1 日 創立40周年記念合唱コンクール 1 日 創立40周年記念誌発行 11 日 第1回千中フェス	18 日 学区内パトロール 22 日 市P連第4回北ブロック研修会 26 日 北ブロック親善ソフトボール大会
12	10 日 会計監査 13 日 第129号『けやき』発行（広報部） 14 日 卒業準備金集金（3学年）	4 日 市P連第2回理事会 9 日 クリーンパトロール 9 日 大袋地区二十歳の集い実行委員会 14 日 市P連第1回中学会長会
R6 1	20 日 第3回資源回収（校外指導部）	6 日 大袋地区二十歳の集い前日準備 7 日 大袋地区二十歳の集い
2		7 日 市P連第5回北ブロック研修会 10 日 市P連文化の集い 17 日 青少年健全育成千中ブロックパトロール 18 日 大袋地区事業日程連絡調整会
3	7 日 第130号『けやき』発行（広報部） 14 日 3学期「理事会だより」発行 10 日 学校保健委員会 15 日 卒業式 28 日 会計監査	15 日 第40回千間台中学校 卒業式 16 日 青少年指導員パトロール 意見交換会 23 日 パトロール
4	8 日 入学式・1学年理事選出（3年分） 24 日 制服リサイクル受付	7 日 青少年健全育成協議会 正副会長会議 7 日 同役員会 8 日 第41回千間台中学校 入学式 10 日 市P連北ブロック 新旧顔合わせ

令和5年度 一般会計決算報告

収入の部

令和5年4月1日～令和6年3月31日（単位：円）

項 目	予 算 額	決 算 額	比較増減	付 記
会 費	2,151,000	2,218,200	67,200	
繰 越 金	733,902	733,902	0	令和4年度より
雑 収 入	0	12	12	預金利息（一般会計9円、学校教育振興費3円）
合 計	2,884,902	2,952,114	67,212	

支出の部

令和5年4月1日～令和6年3月31日（単位：円）

項 目	細 目	令和5年度予算	決 算 額	比較増減	付 記
運 営 費		305,000	222,106	82,894	
	備品・消耗品費	150,000	114,751	35,249	コピー用紙・インク交換・封筒等
	総 会 費	5,000	0	5,000	
	分 担 金 費	70,000	56,350	13,650	市P連分担金
	渉 外 費	50,000	31,565	18,435	駅伝大会、体育祭 飲料代
	通 信 交 通 費	15,000	6,240	8,760	交通費
	リ ー ス 費	15,000	13,200	1,800	印刷機リース代
事 業 費		629,000	577,537	51,463	
	活 動 費	180,000	154,640	25,360	
	企 画 部 費	9,000	0	9,000	試作がなかった為使用せず
	校 内 美 化 部 費	5,000	3,484	1,516	ゴミ袋、雑巾代
	校 外 指 導 部 費	5,000	530	4,470	ファイル、切手代
	広 報 部 費	280,000	263,590	16,410	けやき印刷代、交通費等
	PTA 保 険 費	140,000	155,293	△ 15,293	
	防 犯 費	10,000	0	10,000	
学校教育振興費		800,000	799,841	159	
	学 校 行 事 費	100,000	0	100,000	
	合唱コンクール会場費	230,000	244,470	△ 14,470	サンシティ会場代
	教 育 活 動 費	270,000	458,373	△ 188,373	学習研修費、生花代、プール清掃、ipadカバー等
	環 境 整 備 費	200,000	96,998	103,002	カーテンクリーニング、体育館床修繕等
部活動振興費		180,000	180,000	0	1部活1万円
慶 弔 費		120,000	142,660	△ 22,660	
記念事業基金費		100,000	100,000	0	
機 材 備 品 費		80,000	26,655	53,345	プリンター1台
令和5年度準備金		600,000			
予 備 費		70,902	64,680	6,222	カーテンクリーニング代
合 計		2,884,902	2,113,479	771,423	

収入合計	支出合計	差引残高
2,952,114	2,113,479	838,635

差引残高 838,635円を次年度へ繰り越します。

令和5年度 記念事業基金費報告

令和5年4月1日～令和6年3月31日

収入の部

(単位:円)

項 目	金 額	備 考
繰 越 金	1,800,156	
積 立 金	100,000	令和5年度一般会計から
お 祝 い 金	5,000	恩間新田より
預 金 利 息	13	
夏 祭 り 売 上 金	72,300	名入れミニタオル
合 計	1,977,469	

令和5年4月1日～令和6年3月31日

支出の部

(単位:円)

項 目	金 額	備 考
スローガン横断幕	33,000	
ト ロ フ ィ ー	56,540	体育祭用(3つ)、けやき学級用
紅 白 幕	162,250	体育館用
記 念 誌・クリアファイル	399,960	
名入れミニタオル仕入れ金	48,600	
出店料その他諸経費	51,348	サンティ会場オプション使用料、来賓贈答品、振込手数料など
夏 祭 り 売 上 金	72,300	特別会計へ入金
合 計	823,998	

収入合計	支出合計	差引残高
1,977,469	823,998	1,153,471

差引残高 1,153,471円は次年度へ繰り越します。

令和5年度 特別会計決算報告

令和5年4月1日～令和6年3月31日

収入の部

(単位:円)

項 目	金 額	備 考
繰 越 金	690,039	
40周年事業収益金	72,300	タオル売上金
千中フェス収益金	290,191	制服販売、飲食販売等
資源回収収益金	49,710	
預 金 利 息	6	
合 計	1,102,246	

支出の部

項 目	金 額	備 考
千 中 フ ェ ス	256,069	フェス仕入れ金、企画部活動費
横 断 幕	63,360	
合 計	319,429	

収入合計	支出合計	差引残高
1,102,246	319,429	782,817

差引残高 782,817円は次年度へ繰り越します。

以上の通り報告いたします。

令和6年3月31日

会計 工藤 麻美

会計 丸山 聖子

会計 石合 仁美

会計 芦澤 麻理

会計 山崎 勉

会 計 決 算 報 告 書

1. 令和5年度一般会計決算報告書
2. 令和5年度特別会計決算報告書
3. 令和5年度記念事業基金費報告書

上記について前項の通り報告いたします。

令和6年4月1日

越谷市立千間台中学校PTA

会 長 内 裕和

監 査 報 告 書

上記の報告書を監査した結果、報告通り相違ない事を認めます。

令和6年4月1日

会計監査 渡部 亜希子

会計監査 柏倉 久仁子

令和6年度 P T A役員一覧表（案）

<本部>

会 長			
校 長			
副会長			
		教 頭	
書 記			
会 計			
		教務主任	

<会計監査>

監査			

<顧問>

顧問			
----	--	--	--

***** 令和 6 年度 スローガン *****

Pーよりポジティブに Tーより楽しく Aーより明るく

事業計画(案)

学期	月	P T A活動	学校行事
1	5	7 日 第 1 回理事会	17 日 学校公開 25 日 体育祭
	6	12 日 P T A会費集金 13 日 15 日 資源回収	12 日 学校公開 28. 29. 30 日 修学旅行 (3年)
	7	14 日 千間台西祭りパトロール	3 日 学校公開 19 日 終業式
	8		26 日 始業式
2	9		7 日 学校説明会 (学校公開)
	10	26 日 資源回収 校内美化活動	30 日 合唱コンクール
	11	9 日 千中フェス	
	12		7 日 クリーンパトロール 24 日 終業式
3	1	25 日 資源回収	7 日 始業式 二十歳の集い
	2	6 日 第 2 回理事会 (書面開催) 校内美化活動 文化のつどい	10 日 新入生入学説明会
	3		14 日 卒業証書授与式 26 日 修了式
令和 7 年	4	新 1 学年 理事選出 制服献品受付	入学式

※ P T A 広報紙『けやき』発行 (年 3 回)

※日にちが入っていない行事に関しては未定です。

令和6年度 一般会計予算(案)

収入の部

令和6年4月1日～令和7年3月31日 (単位:円)

項 目	令和6年度予算	令和5年度決算	比較増減	付 記
会 費	1,988,000	2,213,700	△ 225,700	(家庭数469+先生28名)×4000円
繰 越 金	838,635	733,902	104,733	前年度より
雑 収 入	0	9	△ 9	預金利息
合 計	2,826,635	2,947,611	△ 120,976	

支出の部

令和6年4月1日～令和7年3月31日 (単位:円)

項 目	細 目	令和6年度予算	令和5年度決算	比較増減	付 記
運 営 費		305,000	222,106	82,894	
	備品・消耗品費	150,000	114,751	35,249	コピー用紙・インク交換・封筒等
	総 会 費	5,000	0	5,000	総会資料紙等
	分 担 金 費	70,000	56,350	13,650	市P連分担金
	渉 外 費	50,000	31,565	18,435	市P連研修会、駅伝差入れ等
	通 信 交 通 費	15,000	6,240	8,760	交通費・切手・郵送代
	リ ー ス 費	15,000	13,200	1,800	印刷機リース代
事 業 費		481,000	577,537	△ 96,537	
	活 動 費	134,000	154,640	△ 20,640	
	校内美化部費	5,000	3,484	1,516	清掃備品等
	企 画 部	9,000	0	9,000	企画諸費
	校外指導部費	3,000	530	2,470	ゴミ袋、コピー代等
	広 報 部 費	280,000	263,590	16,410	けやき印刷代等
	PTA 保 険 費	50,000	155,293	△ 105,293	今年度より基本補償のみ
	防 犯 費		0	0	今年度より廃止
学校教育振興費		600,000	799,841	△ 199,841	
	学 校 行 事 費	260,000	0	260,000	合唱コンクール会場費等
	合唱コンクール会場費		244,470	△ 244,470	今年度より学校行事費に変更
	教 育 活 動 費	240,000	458,373	△ 218,373	学習研修費、生花代、プール清掃等
	環 境 整 備 費	100,000	96,998	3,002	カーテンクリーニング、除草代等
部活動振興費		180,000	180,000	0	1部活1万円
慶 弔 費		140,000	142,660	△ 2,660	
記念事業基金費		100,000	100,000	0	記念事業基金費へ積立
機 材 備 品 費		80,000	26,655	53,345	コピー機・PC関係積立金
R6年度準備金		400,000			会費集金までの支払経費
予 備 費		540,635	64,680	475,955	
合 計		2,826,635	2,113,479	313,156	

令和6年度 学年部理事及び委員一覧表

1学年企画部

組	氏 名	生徒名	組	氏 名	生徒名

2学年企画部

組	氏 名	生徒名	組	氏 名	生徒名

3学年企画部

組	氏 名	生徒名	組	氏 名	生徒名

卒業準備委員

クラス	氏 名	生徒名	クラス	氏 名	生徒名

事務部

[illegible]

次年度PTA役員選考委員

クラス	氏 名	生徒名
教頭		

令和6年度 専門部理事一覧表

校内美化部

クラス	氏 名	生徒名	クラス	氏 名	生徒名

広報部

クラス	氏 名	生徒名	クラス	氏 名	生徒名

校外指導部

クラス	氏 名	生徒名	クラス	氏 名	生徒名

千間台中学校P T A 個人情報取扱基準

(平成30年5月7日総会議決)

(目的)

第1条 本会が有する個人情報の適正な取り扱いに関する事項を定めることによって、事業の円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、P T A活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 本会は、この個人情報取扱基準を、総会資料又は閲覧などにより会員に周知するものとする。

(個人情報の取得)

第4条 本会は、会長が「千間台中学校理事・役員選出のための希望確認票」を会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得するものとする。

本会が会員等から取得する個人情報は、氏名(家族を含む)、電話番号、緊急連絡先その他の事項で、会員等が同意する事項とする。

(利用)

第5条 本会が有する個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 名簿の作成
- (2) P T Aの事業に関する活動
- (3) 会費の請求及び管理
- (4) 会員の親睦、交流活動
- (5) 防災、防犯の活動

(管理)

第6条 個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管し、適正に管理するものとする。

不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(提供)

第7条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は生徒の健全育成の推進に必要がある場合

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定め事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。

(5) 越谷市、PTA連合会、学校及びこれらに準じる公共目的の団体が、PTAに関わる事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合。

(訂正、利用等の停止)

第8条 本会は、保有する個人情報の訂正請求があった場合において、請求に理由があると認められるときは、保有する個人情報の訂正を行うものとする。

本会は、保有する個人情報の利用又は第三者への提供の停止請求があった場合において、請求に理由があると認められるときは、保有する個人情報の利用又は提供の停止を行うものとする。

(苦情の処理)

第9条 会長は、本会の個人情報の取扱いについての苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

附則 平成30年5月7日より施行

改正 平成2年5月8日より施行 第4条 一部改正